

様式第30号の2（第9条の10関係）

報告資料提出要求書

第 年 月 日 号

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

- 道路交通法第75条の2の2第1項の規定に基づき、報告・資料の提出を求めます。
- 道路交通法第75条の2の2第2項

要 求 を 受 け る 者	自動車の使用の本拠	位 置	
		名 称	
	<input type="checkbox"/> 自動車の使用者 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者		
	職務上の地位		
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	
理 由			
報 告 又 は 資 料 の 内 容	1 報告を求める事項 2 提出を求める資料		

様式第31号（第11条の2、第20条関係）

第 号

写 真
ちよう付

取消処分者講習終了証書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者講習を終了したことを証します。

年 月 日

印

様式第33号（第12条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

（所在地）

申請者 氏 名

Ⓞ

（名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

次の者に対する緊急自動車運転資格審査を申請します。

審査 を 受 け よ う と す る 者	住 所																								
	氏 名												年	月	日生(歳)										
	交付公安委員会												公安委員会												
	交付年月日	年 月 日			有効期限		年 月 日																		
	免許証番号	第	<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> </table>																						号
	第一種	二・小・原												年	月	日									
	種	そ の 他												年	月	日									
	証	第 二 種												年	月	日									
	免 許 の 種 類	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け	型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 特 二 引 二																						
免 許 の 条 件																									
審査に係る緊急自動車の種類	中型 普通 大自二 普自二（限定なし・小型）																								
緊急自動車の 使 用 者	所在地																								
	職 名																								
	氏 名																								
審 査 結 果	年 月 日						合格決定印		担当者																
	合格 不合格																								

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「免許の種類」欄及び「審査に係る緊急自動車の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第34号 (第15条関係)

指定旅客自動車運転教習施設の指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により指定旅客自動車運転教習施設の指定を申請します。

指定を受けようとする教習施設	所在地	
	名 称	
管 理 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (歳)
教習を行う自動車の種類		

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第35号（第15条関係）

第 号

指 定 書

所在地

名 称

道路交通法施行令第34条第 項第 号の規定に基づき、公安委員会が指定する施設として指定します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第36号 (第15条の2 関係)

第 号

卒 業 検 定 合 格 証 明

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日 車についての卒業検定に合格した者
であることを証明します。

年 月 日

名 称
技能検定員 ㊟

(J I S A 5)

様式第37号 (第15条の2 関係)

第 号

修 了 検 定 合 格 証 明

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日 車についての修了検定に合格した者
であることを証明します。

年 月 日

名 称
技能検定員 ㊟

(J I S A 5)

様式第38号（第17条関係）

第 号

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

次の運転免許試験の合格の決定は、年 月 日取り消したので通知します。

申請に係る運転免許の 種 類	
運転免許試験合格決定 年 月 日	年 月 日
運転免許証を交付して いるときはその番号	
取 消 理 由	

注 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第39号（第17条関係）

第 号

運転免許試験受験停止通知書

年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、あなたは、 年 月 日から 年 月 日まで（ 間）
運転免許試験を受けることができませんので通知します。

理 由	
-----	--

注 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第40号（第18条関係）

第 号
年 月 日

臨時適性検査通知書

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

第102条第1項
道路交通法第102条第2項 の規定により、次のとおり適性検査を実施するので
第107条の4第1項
通知します。

なお、道路交通法第102条第1項又は同条第2項に規定する適性検査を
実施する通知を受けやむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、

運転免許の拒否又は保留の処分を受けることとなります。
運転免許の取消し又は効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	

様式第41号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

検 査 依 頼 書

住 所

氏 名

年 月 日生（ 歳）

第 90条第 6 項

第102条第 1 項

上記の者に対する道路交通法第102条第 2 項 の規定に基づく適性検査を依頼します。

第103条第 5 項

第107条の 4 第 1 項

なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。

- 1 病名及び現在の症状
- 2 入院（通院）していれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期
- 3 自動車等を運転することの適否に関する所見

様式第41号の2の次に次の2様式を加える。

様式第41号の2の2 (第18条関係)

第 号
年 月 日

適性検査受検命令書

住 所

様

兵庫県公安委員会 図

道路交通法第90条第6項
第103条第5項の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じます。

拒否又は保留
保 留
なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の
取消し又は効力の停止
効力の停止
の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	

様式第41号の2の3 (第18条関係)

第 号
年 月 日

診断書提出命令書

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項の規定により、次のとおり道路交通法施行規則第18条の4第2項
第103条第5項、第29条の5第2項

に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒否又は保留
保 留
取消し又は効力の停止
効 力 の 停 止

の処分を受けることになります。

診断書の提出を命ずる理由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第41号の3中

「

」

を

「

」

に改める。

様式第41号の4から様式第67号までを次のように改める。

様式第41号の4 (第18条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 兵庫県公安委員会 様															
申請者	フリガナ氏名														
	住所	年 月 日生 (歳)													
		電話 () —													
取消申請日		年 月 日			取消申請場所			運転免許課・		警察署					
申請により全部取消を受けた免許		大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
		型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引
		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

注 申請者は太枠線内を記載してください。

申請取消免許証番号	
証明書交付予定日	年 月 日

手数料 (1,000円)
証紙はり付け 箇所

- 注 1 運転経歴証明書の交付申請の手続は、申請による取消しにより全部の免許を取り消された方が、取消しを申請された日から1箇月以内にすることができます。
- 2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 3 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 4 交付後に住所等記載事項に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 5 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。
- 6 運転経歴証明書の申請には、免許用写真(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)が必要です。

様式第42号（第19条関係）

第 号

取消処分者講習指定書

年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

あなたから申込みのあった取消処分者講習を次のとおり指定します。

講習日時	1日目 年 月 日 午前 時 分から午後 時 分までの間
	2日目 年 月 日 午前 時 分から午後 時 分までの間
講習車両	1 普通自動車 2 普通自動二輪車 3 原動機付自転車
講習場所	
携行品	1 取消処分者講習指定書 2 取消処分者講習受講案内書記載のとおり

- 注 1 この講習は、2日間の連続受講が原則です。
 2 指定した講習時間に遅れた場合は、受講できません。
 3 やむを得ず指定日に受講できないときは、必ず事前にその理由を連絡してください。

様式第43号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所

申請者 氏 名 Ⓔ

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により取消処分者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講車種 (手数料)	1 普通自動車 (33,800円) 2 普通自動二輪車 (33,800円) 3 原動機付自転車 (33,800円)
証紙はり付け 箇 所	

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講車種 (手数料)」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第43号の2 (第19条関係)

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

取得時講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名 ㊟

申請者

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により取得時講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日												
受講場所													
受講種別 (手数料)	<table border="0"> <tr> <td>1 大型車講習(18,800円)</td> <td>7 大型旅客車講習(18,900円)</td> </tr> <tr> <td>2 中型車講習(18,800円)</td> <td>8 中型旅客車講習(18,900円)</td> </tr> <tr> <td>3 普通車講習(9,800円)</td> <td>9 普通旅客車講習(18,900円)</td> </tr> <tr> <td>4 大型二輪車講習(12,600円)</td> <td>10 応急救護処置講習(一)(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>5 普通二輪車講習(12,300円)</td> <td>11 応急救護処置講習(二)(7,200円)</td> </tr> <tr> <td>6 原付講習(4,050円)</td> <td></td> </tr> </table>	1 大型車講習(18,800円)	7 大型旅客車講習(18,900円)	2 中型車講習(18,800円)	8 中型旅客車講習(18,900円)	3 普通車講習(9,800円)	9 普通旅客車講習(18,900円)	4 大型二輪車講習(12,600円)	10 応急救護処置講習(一)(3,600円)	5 普通二輪車講習(12,300円)	11 応急救護処置講習(二)(7,200円)	6 原付講習(4,050円)	
1 大型車講習(18,800円)	7 大型旅客車講習(18,900円)												
2 中型車講習(18,800円)	8 中型旅客車講習(18,900円)												
3 普通車講習(9,800円)	9 普通旅客車講習(18,900円)												
4 大型二輪車講習(12,600円)	10 応急救護処置講習(一)(3,600円)												
5 普通二輪車講習(12,300円)	11 応急救護処置講習(二)(7,200円)												
6 原付講習(4,050円)													
証紙はり付け 箇所													

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

注 2 「受講種別(手数料)」欄は、該当する番号を○で囲むこと。